

令和7年7月15日

保護者の皆様

おおさわ学園三鷹市立第七中学校  
校長 青木 睦

## 大規模地震が発生した場合の対応について

大規模地震が発生した場合の基本的な対応は、以下のガイドライン(三鷹市)に基づいて判断しております。ご家庭のご理解とご協力をお願いします。

大規模地震特別措置法に基づく、警戒宣言が発令された場合や震度5弱以上の規模の地震が発生した場合の対応は、原則として次のとおりとします。

### 1 登校前の対応

- ◆ 児童・生徒は、学校から連絡があるまでの間、「自宅待機」とします。
- ◆ 学校は、市の災害対策本部又は教育委員会からの指示に基づき、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」を決定します。
- ◆ 学校は、「臨時休校」又は「自宅待機の解除」の決定をしたときは、電話、保護者連絡帳(アプリ)、学校ホームページ等により、その旨を保護者に連絡します。

### 2 在校中の対応

- ◆ 学校は、直ちに教育活動を中断し、児童・生徒の安全確保を徹底するとともに、保護者への引き渡し等により帰宅させる準備を行います。
- ◆ 学校は、電話、保護者連絡帳(アプリ)、学校ホームページ等により、児童・生徒の安否、学校の被害状況、保護者への引き渡しを行うこと等を保護者に連絡します。
- ◆ 児童・生徒の帰宅方法は、原則として保護者の来校による引き取りとします。
- ◆ 保護者の引き取りまでに時間を要するなど帰宅が困難な児童・生徒については、学校において、飲食、防寒等の必要な対応をとります。

### 3 登校・下校途中の対応

- ◆ 学校は、通学路等を巡回し、児童・生徒の安全確保にあたり、学校に誘導します。(下校中の児童・生徒は、学校に戻します。)
- ◆ 児童・生徒が学校に到着した後の対応は、在校中に準じます。
- ◆ 児童・生徒が帰宅していた場合は、安全な状況であるか確認に努めます。